



スイス：仲裁機関や仲裁廷に人気のある国

複数の有名な仲裁機関がスイスに所在し、多くの仲裁廷の仲裁地としてスイスが指定されています。

国際商工会議所（ICC）：ICCがパリに所在するにもかかわらず、スイスは**ICC国際仲裁裁判所**により運営される仲裁手続が最も頻繁に行われる2大仲裁地の1つで、長年パリと人気を二分しています。平均してICCの仲裁案件の8つに1つがスイスで行われているところ、これはICC本部で行われている仲裁の数と同じです。ICC仲裁はスイスで常に大きな役割を果たしてきました。

スイス会議所仲裁機関：**スイス会議所仲裁機関**（スイス会議所）は、バーゼル、ベルン、ジュネーブ、ヌシャテル、ティチーノ、ヴォー及びチューリッヒという7つの州の商工会議所によって組織運営されている仲裁機関です。スイス会議所は、UNCITRAL仲裁規則に依拠した**スイス国際仲裁規則**（2012年改正）に基づいて国際仲裁手続を運営します。また、スイス会議所は、**スイス商事調停規則**（2013年改正）に基づいて調停手続も運営します。1年間におおよそ60から100の国際仲裁がスイス仲裁規則に則って運営されています。現代的な取組方法と効率的な運用により、スイス仲裁規則は、国内仲裁と国際仲裁のいずれについても人気のある選択肢となっています。

スポーツ仲裁裁判所：ローザンヌにある**スポーツ仲裁裁判所**（CAS）はスポーツ法の分野での唯一の仲裁機関です。CASでは、契約に関する紛争（スポンサー、販売や選手契約）と懲戒に関する紛争（ドーピングのケース）の双方を含む年間約400のスポーツ関連紛争を取り扱っています。CASの手続は、関連する条文や規則を含む**CAS規則**（2013年改正）に則って運用されます。いくつかの規則は通常管轄と上訴管轄のいずれも予定しており、上訴管轄の場合には、国際サッカー連盟（FIFA）紛争解決室のようなスイスに所在する数多くのスポーツ運営団体の判断に対する上訴を担当しています。

世界知的所有権機関（WIPO）：ジュネーブにある**WIPO仲裁調停センター**はWIPO調停、仲裁、簡易仲裁及び専門家判断に関する規則の下で、仲裁と調停を行っています。上記規則は、知的所有権に関連する紛争を解決するために設計されていますが、あらゆる商事紛争の解決のためにも適用することができます。

世界貿易機構（WTO）：WTOの**紛争解決機関**はジュネーブに位置しており、WTO加盟国間の通商に関わる紛争の申立を受け判断を行っています。